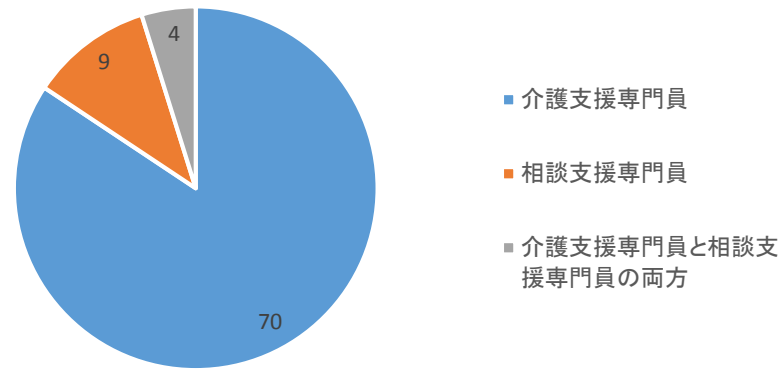


《権利擁護に関するアンケートにおける集計結果について》

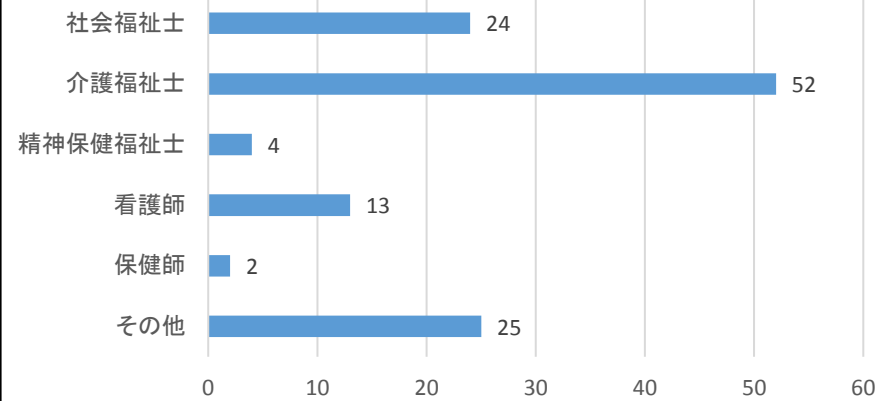
目 的 : 成年後見制度など権利擁護支援について、支援者の方がどのような意識を持っているかを把握するために実施
 実施期間 : 平成30年12月17日～平成31年1月11日
 対象者 : 市内介護支援専門員及び相談支援員
 回答数 : 83人
 回答率 : 85.60%

資料1 -2

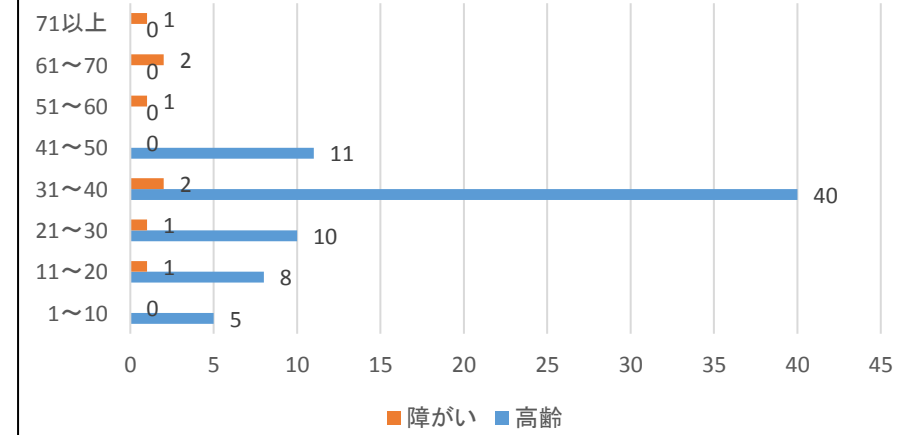
問3 職種



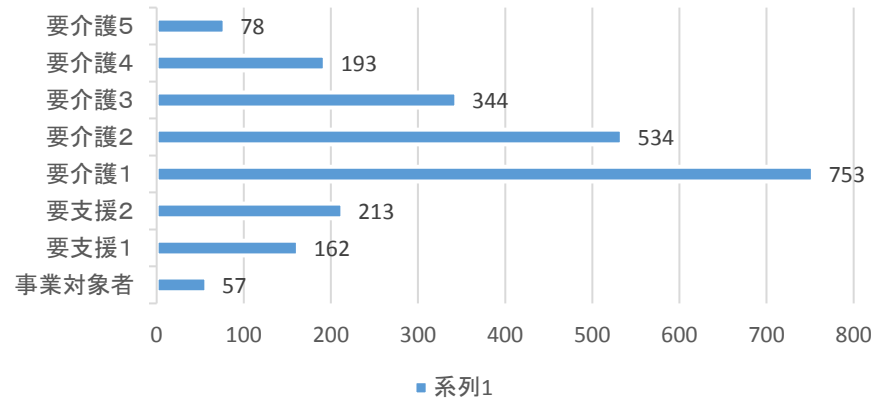
問4 介護支援専門員と相談支援専門員以外に持たれている資格



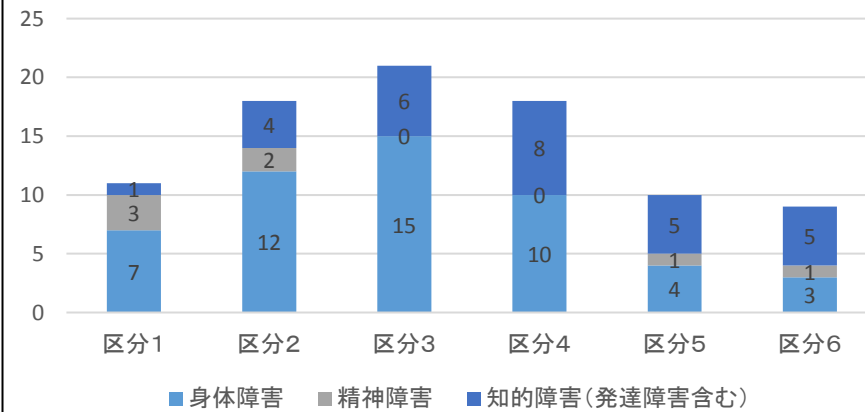
問5 担当されている利用者の人数について



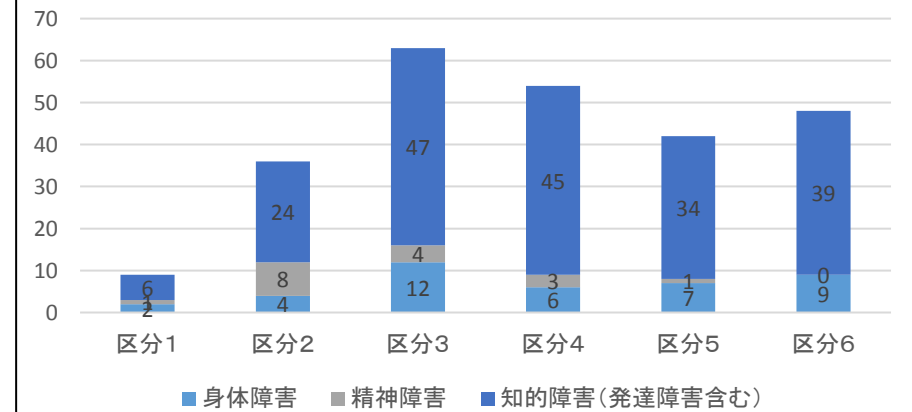
問5-2 担当されている利用者の要介護認定の内訳について



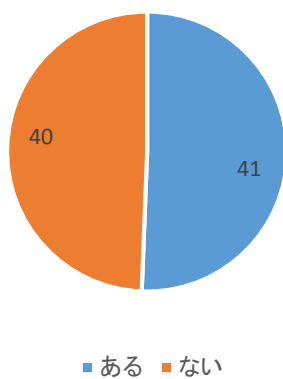
問5-3 担当されている利用者の障害支援区分（65歳以上）の内訳について



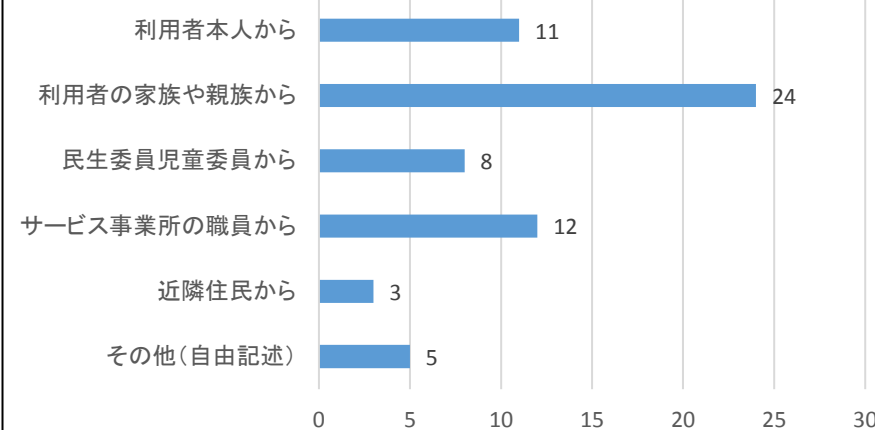
問5-4 担当されている利用者の障害支援区分（65歳未満）の内訳について



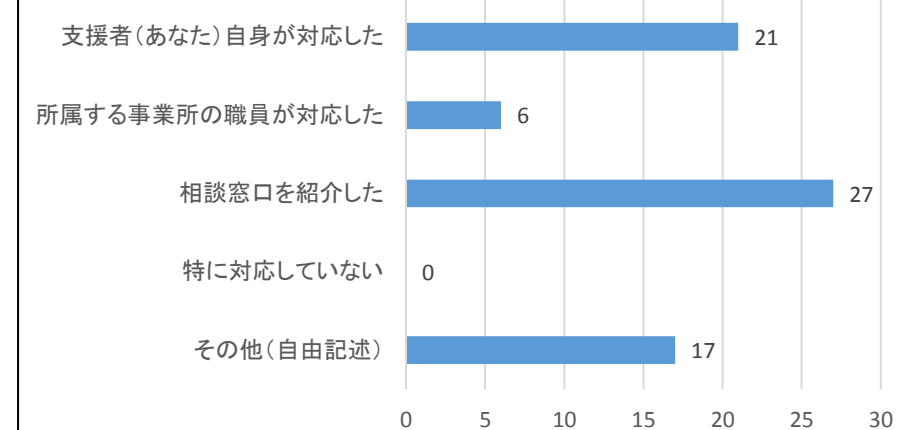
問6 利用者や家族などから権利擁護支援ニーズに関する相談を受けたことはありますか。

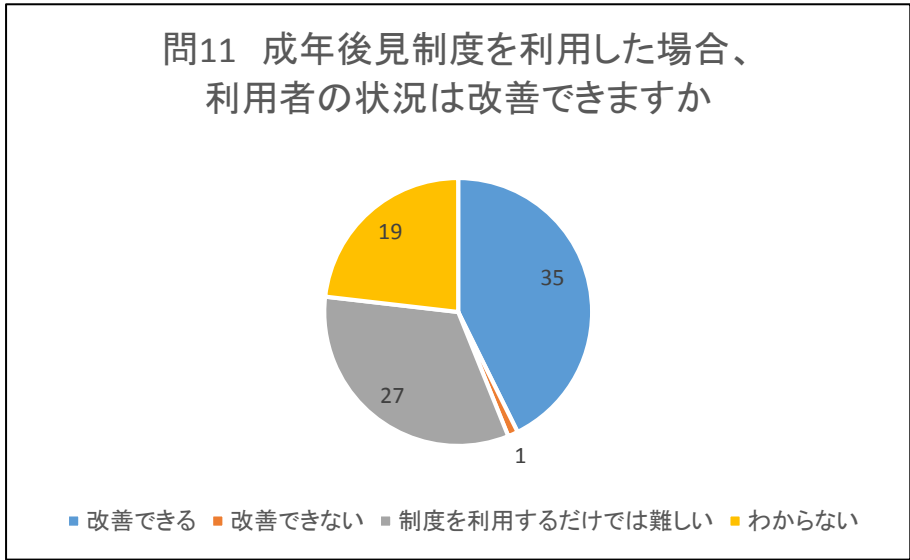
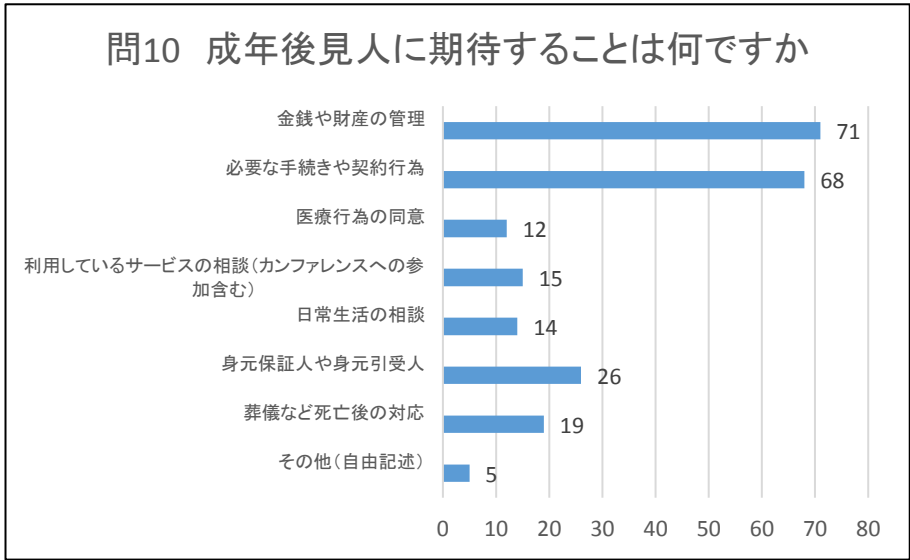
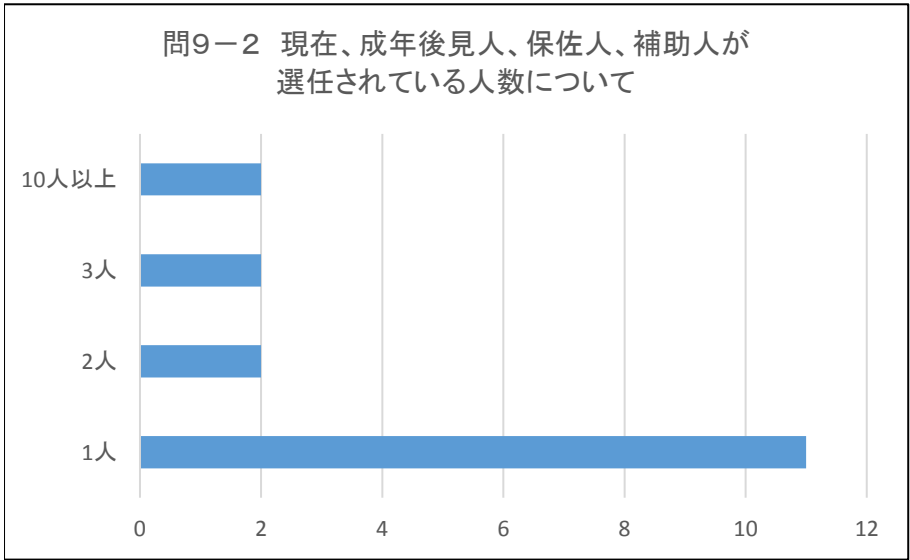
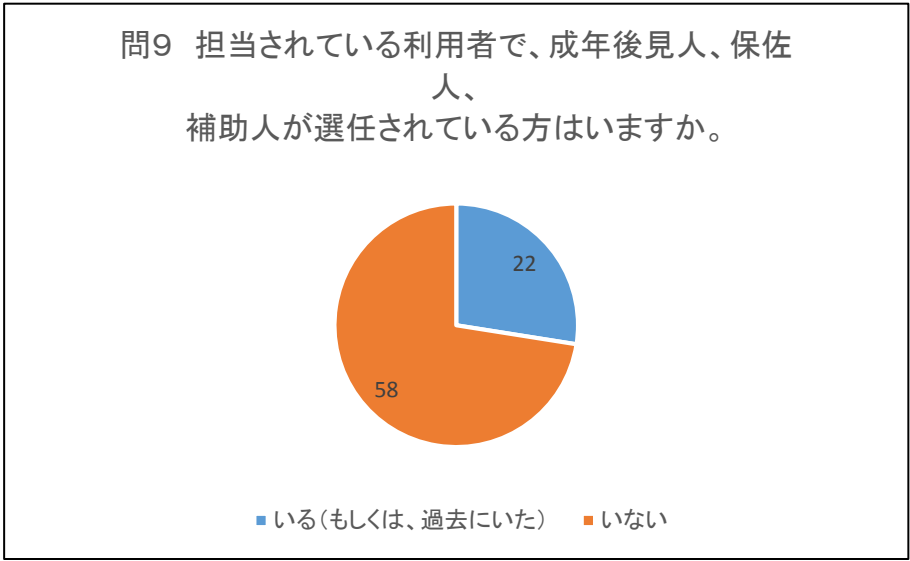
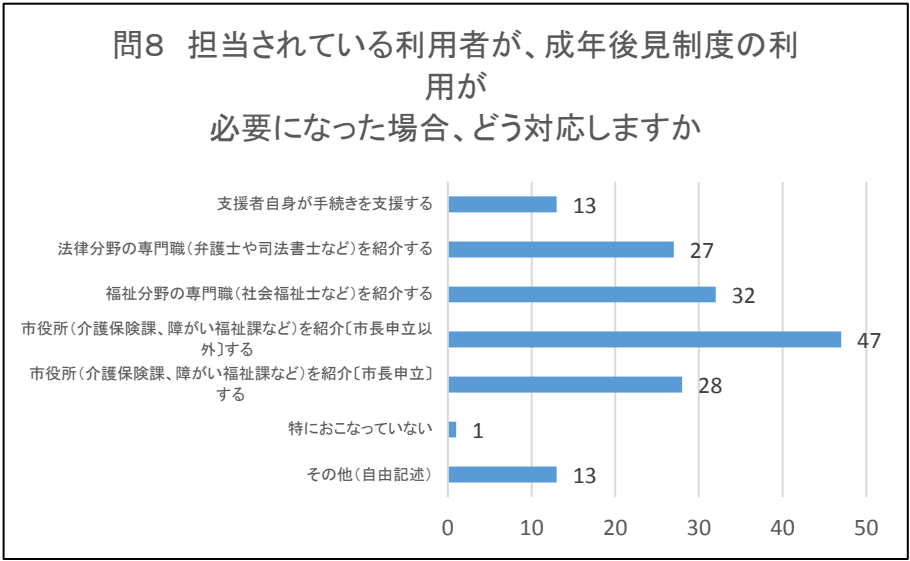
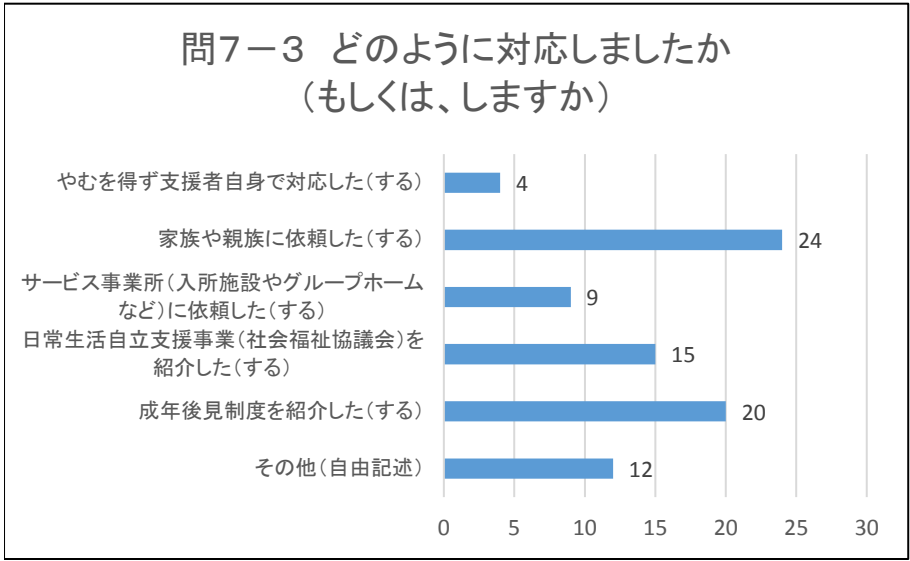
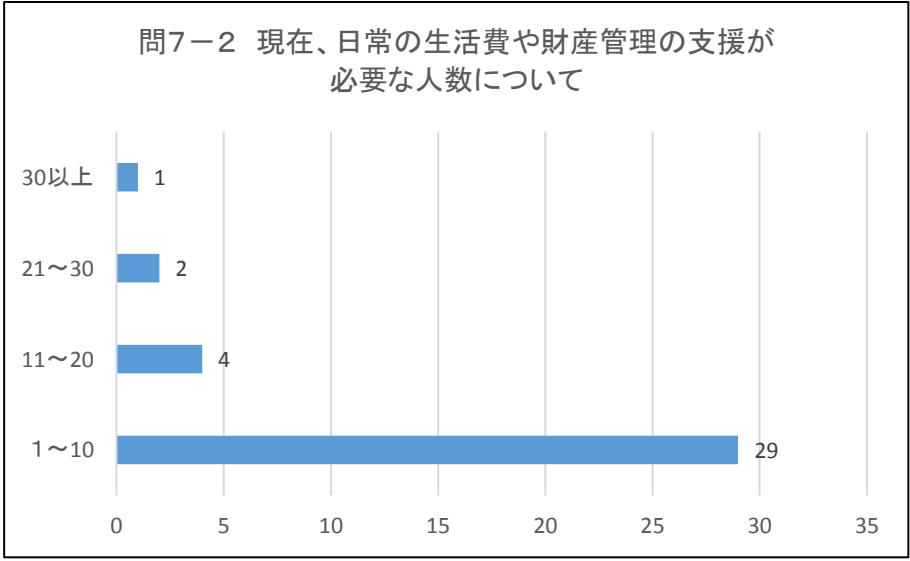
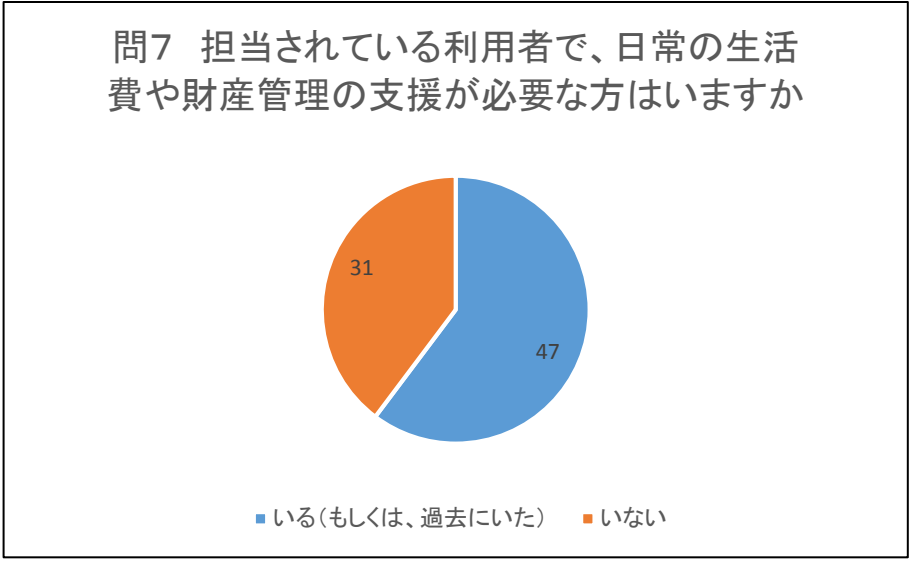
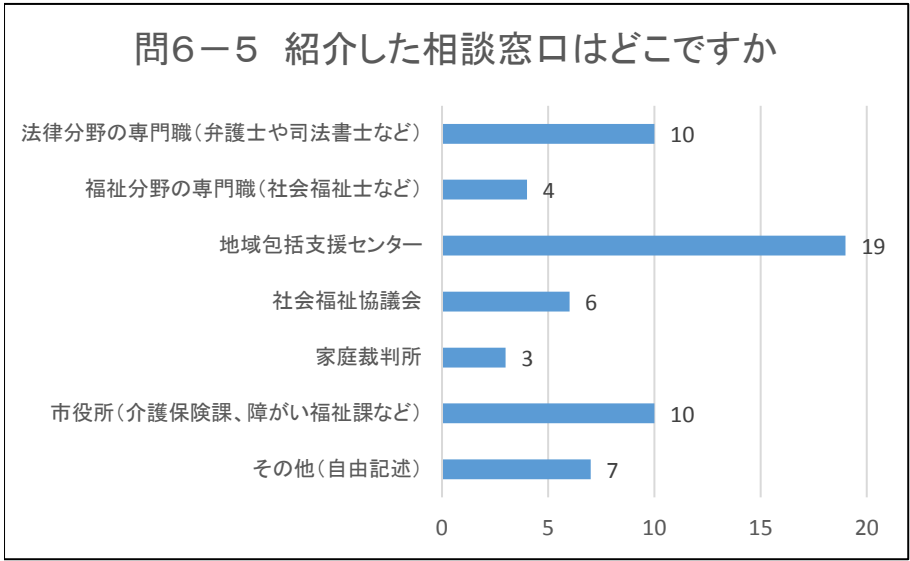


問6-3 相談は誰から受けましたか

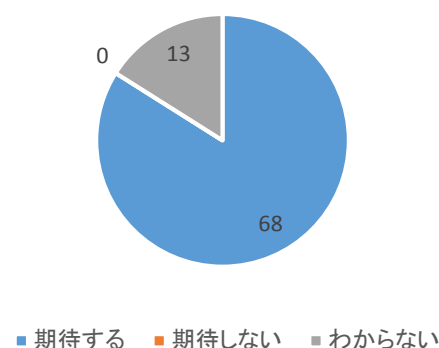


問6-4 相談はどのように対応しましたか

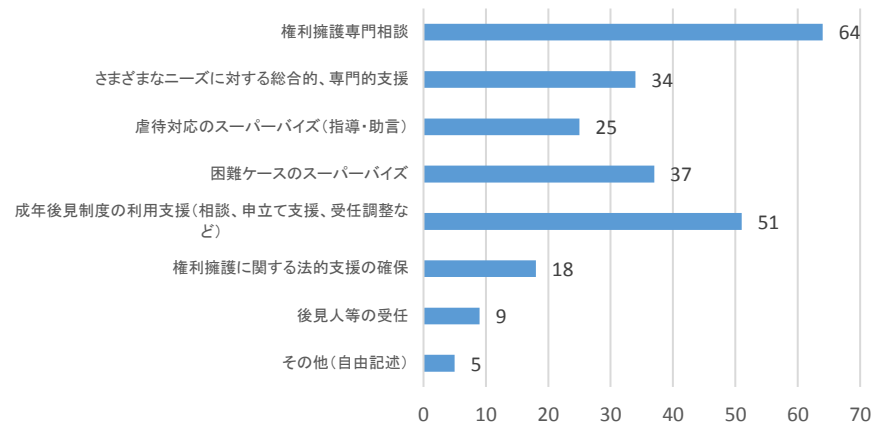




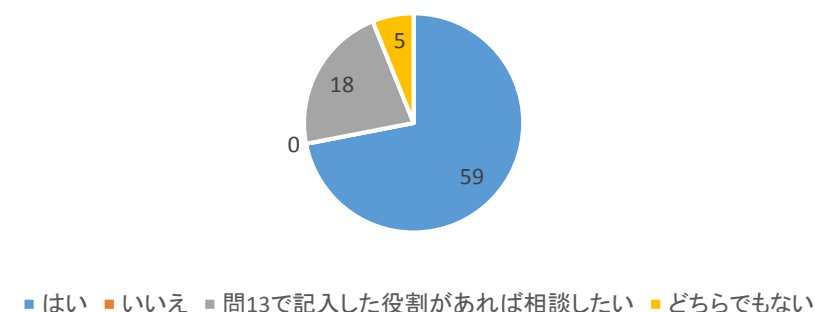
問12 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談や支援等を行う丹波市権利擁護支援センター(仮称)に期待しますか



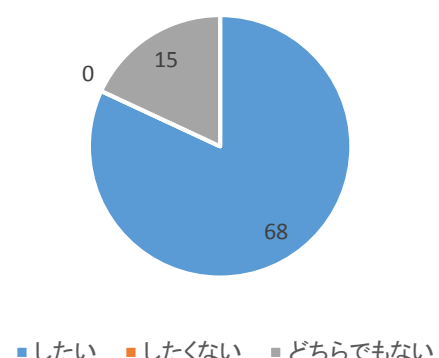
問13 丹波市権利擁護支援センター(仮称)に期待する役割は何ですか



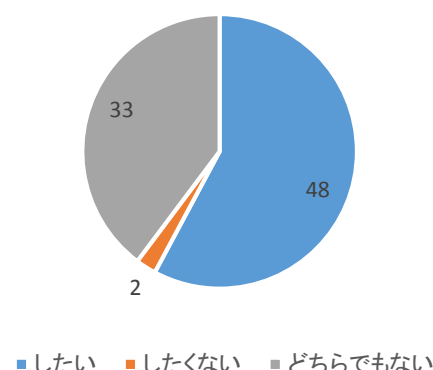
問14 丹波市権利擁護支援センター(仮称)が設置された場合、成年後見制度や権利擁護支援ニーズについて相談してみたいと思いますか



問15 成年後見制度についての学習会や研修会に参加したいですか



問16 成年後見人との意見交換会に参加したいですか



以下、自由記述の内容

問6-2 相談内容について

- ・金銭管理ができないためにサービス利用料が支払えない、光熱水費等が未払い。認知機能が低下しているにもかかわらず、お金の管理できず使ってしまう。新興宗教の人にどこかに連れて行ってもらうことを楽しみにしているが、誰に、どこに連れて行ってもらうのかは理解していない。通販で商品を注文するが、商品が届いても「なぜ、こんなものが来たんだろう。」と自分の行為に対しても覚えていない、など。
- ・本人、妻、長男の3人暮らし。本人は認知症、妻も認知症で、本人夫婦は財産管理、金 銭管理が困難。長男は精神疾患があり無職で、親の通帳から勝手にお金を引き出し浪費をしていた。
- ・生活保護について ・判断力低下、金銭問題、障害 ・ご本人より、「サラ金の返済に困っている」「生活費が乏しく生活が苦しい」、介護者より、「支払いができず、電話や水道が止められた」「本人の暴力に困っている」、事業所より、「金銭管理ができず、利用料の支払いが滞っている」「十分な介護が受けられていない」「家族から利用者に暴言がある」
- ・金銭管理、財産管理 ・認知症のご夫婦宅に、家屋の修理業者が訪問して、屋根、車庫、玄関扉と、次々に修理の契約をして、その都度何十万円も支払っておられた。デイサービスの職員やヘルパーから連絡があり、別居の家族に相談した。 ・若年認知症の方で金銭管理が難しくなられ、遠くの妹の支援が難しくなった。(終了したケース)消費者被害、利用援助事業や権利擁護の相談にも妹が相談された。 ・認知症によりお金の管理ができなくなっている。
- ・親の認知症状が進行し、金銭管理が難しくなってきたが、キーパーソン以外に子供がおり、成年後見制度を使ってみたいとの相談を受けた。
- ・認知症で金銭管理ができない。(通帳残金がなく、サービス利用料の引き落としができ ない。固定資産税や自治会費等の滞納がある。)別居の家族は生活保護受給世帯で、経済的支援ができない。
- ・思いついたことを書き出してみると、対象者が判断能力が不十分な状態のため、貧困、金銭トラブル、消費者被害に遭遇、財産管理に弁護士さんに入ってもらったケース、高齢者虐待の案件等権利擁護支援ニーズが必要なケースがあった。認知症の介護等高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等捕らえ方を学び対応をしていくことは今後も必要であるとの認識を持っています。 ・母と息子さんと二人暮らし。母の死期が迫っており、親亡きあとの生活、金銭管理。
- ・日々の生活費の問題(毎年2月くらいになると、電気代が払えない) ・生活費の問題(浪費、近隣との金銭トラブル)

問6-2 相談内容について（続き）

- ・自身の父と妹の環境・状態が非常に悪化しており助けてほしい。自身の妹が父と同居しているのだが、父もかなりの認知症で、更にはかなりの借金も抱えており、近々家も出なくては行けない様子。父を見ている妹も、疲労が見られ父の状態を含めてかなり大変な状況。父に対してもきつい発言が見られる事もあり、父の事も妹の事も何とか助けてやりたいが自身では何も出来ず困っている。知人より話を聞いて相談にきた。
- ・年金生活であるが、金銭感覚が不十分で生活困窮に至っている。民生委員、在宅介護支援センターより今後の生活についての相談あり。
- ・障害給付金の支給が停止される為、収入が減り、今後の生活の見通しが立たない。 ・年金収入が少なく、金銭管理もできていない為、生活が困窮している。
- ・認知症の利用者が、主介護者の同居の妻に暴力を振るっており、夫の暴力が何とかならないか妻から相談を受けた。
- ・兄弟言い分：妻が母国に本人の収入を送金している。妻に本人の保険をかけてくれと言ったが、日本の制度の理解が難しくして貰えなかったのでやむを得ず本人の収入を取り分け兄弟で加入した。妻の言い分：送金したのは自分のお金である。兄弟が本人の収入を取って自分に保険が下りるようにしている、お金を取られている。との事で折り合いが付かず、行政に相談。成年後見人制度にて管理を司法書士に任すことで改善された。
- ・知的障害、精神障害の利用者の方は管理が難しい為、関わる職員の方より相談あり。 ・同居しているこの借金で生活が苦しい
- ・本人がお金を近所の人に貸すが、帰ってこない。（少しずつ貸していたが、かなり多額になっていた）
- ・次の年金が入るまでにお金を使ってしまう。銀行引き落としの手続きが自分でできず、振り込みの支払いが把握できずにいる
- ・本人、長男、次男の3人暮らし。長男、次男が無職で母の年金で生活しており家賃も滞納で、母が認知症で介護保険のサービス利用が必要になり、市の担当者、民生委員、サービス事業者、ドクター等で関わらせてもらったことがある。 ・本人90代認知症あり、長女60代精神障害ありの世帯での金銭管理、虐待。
- ・別居の孫からの身体的経済的虐待。 ・同居家族からの性的虐待。 ・90代一人暮らし認知症あり。親族は関わりを拒否。金銭管理、身許引受人の相談。
- ・成年後見制度について ・債務がある可能性がある方の身内から金銭（債務）等について
- ・一人暮らしの母親が自分で金銭管理をしているが、もの忘れから通帳を置いた場所がわ からなくなるなど困難になってきている。自身が困った時は甥に連絡し助けてもらっているが、甥自身も高齢なためいつまで支援をしてもらえるかわからない。成年後見制度など利用したほうがよいでしょうか。（娘さんに対して被害妄想があり支援できない関係性である）
- ・金銭管理ができていなかったが、夫婦共に認知症ありさらに金銭管理が困難となっている。滞納分の支払い一部を子供が援助している。子供も破産し自分の生活も厳しい状況であるため今以上の金銭援助が困難であるケース。 ・自分のことができかねるようになったら知り合いの先生に世話になりたいと考えていた。
- ・権利擁護を進めてもご本人や家族の理解が得られず時間が流れ認知症が進み、ケアマネジャーが困り包括に相談する経緯が多い。
- ・担当した時にはすでに包括支援センターの介入が入り、支援と同時に申請、開始となったケースがある。（これが多かった）
- ・重度の要介護者に対する家族からの虐待が見受けられ、地域包括支援センターに相談しながら、特養へ早期入所を進めた。
- ・認知症独居の方の金銭管理、高齢世帯の方の消費者被害、成年後見制度をつかいたい、虐待、生活保護は受給できないが生活困窮している、多額の借金がある、水道が止まっていてつかえない、高齢世帯自宅が老朽化して雨漏りがひどい。 ・身体的虐待
- ・消費者被害にも過去にあわれており、独居であり、遠方の親戚も高齢により関わるのが困難となってきたので成年後見制度を利用したいと親族による希望で進められた。
- ・判断能力が不十分で金銭管理ができない。 ・要介護者のキーパーソンが知的障害あり、施設入所の手続きや金銭管理が困難だった。
- ・父親から性的虐待を受けそうと本人からのSOS（知的障害者本人） ・夫婦げんかが、子どもの虐待リスクにつながっている（知的障害者同士の夫婦）
- ・親なきあとに関する不安（直接の相談はありませんが、講演会でニーズ把握） ・親や家族が金銭管理等を行っているが、将来管理が難しい状況になった場合どうすればよいのか。
- ・家族から金銭の要求がある。 ・勧誘され高額な商品等を契約しようとされる。 ・親が高齢になり、今後のことが不安である。
- ・自分の理解力が衰えるように感じる今後どうしたらよいのか ・父親から、「私が死んだらこの子一人ではこの家では住めない、後の面倒はだれが見てくれるのか？」という相談があった。
- ・これまで入院費用などお金に関わることを自分（姉）が行ってきたが、もう本人とは関わりたくないと考えている。後見人をつけて、本人に関わる全てのことから解放されたい旨の相談。
- ・兄の父がアルコール中毒で、飲むと手をあげることがある。そのため、現在は別の家で生活している。

問6-3 相談は誰から受けましたか。

- ・長い生活歴や家族関係の悪化・希薄化により、表面化していない深刻な問題もあるように思う。 ・在宅介護支援センター ・生活自立相談窓口めばえ、在宅介護支援センター
- ・地域包括介入ケースにて包括より行政へ相談。 ・他事業所の相談支援専門員から

問6-4 相談は誰から受けましたか。

- ・権利擁護相談に同行した ・相談にもあんしんセンター職員と同席した ・地域包括支援センターと相談しながら対応した。 ・対策について主治医に相談した。
- ・高齢者・障害者への虐待に関する捕らえ方を頭において、正確に事実関係を行うことが大事だと思う。 ・障害福祉課の宮野係長が動いて下さいました。
- ・基本は、自身で対応しながら、関係機関（地域包括支援センター）とも連携しながら対応した。 ・相談窓口にてケアマネが問い合わせ中
- ・上記のように関係機関と連携しながらかかわった。 ・高齢者あんしんセンター、権利擁護相談日に参加 ・③と共に相談時に同席し相談を続けた。
- ・支援されている2人の甥御さん、娘さんとの話し合いの機会を持った。当面甥御さんが支援される事となり、制度の相談は見送ることになった。
- ・担当したばかりであったため、今後相談進めていく予定であった。 ・包括に相談した。 ・障がい福祉課の職員が対応
- ・問6-2①については、上記のとおり。②については、今後訪問予定。③については、障がい者施策推進協議会に報告。
- ・既に保佐人の候補が決まっている段階で、前任者から引き継いだ。正式に補佐人が決まった段階で、補佐人、ご家族、相談支援専門員とで話し合いの機会を持った。

問6-4で③を選択された方は問6-5をお答えください。

問6-5 紹介した相談窓口はどこですか。（複数回答可）

- ・権利擁護相談 ・丹波消費者センター ・権利擁護相談日 ・近隣協力者、特養の相談員等
- ・身近に権利擁護支援センターが設置したら、生活に身近な問題解決の糸口や手立てが行えると思う。
- ・①は権利擁護相談日に参加して相談 ・丹波の森の消費者センター、めばえ。

問7-3 どのように対応しましたか(もしくは、しますか)。(複数回答可)

- ・現状維持のままになっている ・高齢者あんしんセンターに相談。権利擁護相談日に参加を勧めた。 ・同居人(内縁)が管理をしており様子をみている。
- ・すでに成年後見人が財産管理の支援をしていた。 ・家族が直接市へ相談された為、市が対応された ・生活保護者である為、社会福祉課に相談した。
- ・西部包括に情報提供、継続観察相談中 ・担当課と連携しながら、必要な物は購入したり、事務手続き等の支援を行っている。 ・地域ケア会議で検討
- ・農協のサービス利用を手配した。 ・一人で判断せず、仲間で相談し、適切な判断の目を持ち、相談窓口につないでいきたい。
- ・家族対応、G/H対応、成年後見、自立支援事業

問8 担当されている利用者が、成年後見制度の利用が必要になった場合、どう対応しますか。

- ・高齢者あんしんセンターが対応して下さるので関与することはない。 ・まず管理者に相談する。 ・家族に、家庭裁判所へ申し立てに行くよう説明した。
- ・権利擁護相談を勧めるか、家裁で聞いてもらえるよう勧める。 ・実娘と相談しながら、支援の方向性を検討していく。 ・状況に応じて対応する。
- ・親族の存在等の状況による。 ・担当課と相談しながら検討していく。 ・包括支援センターにまず相談、家族背景により親族に情報提供する。
- ・必要性の判断は支援者個人でできないし、本人の思いもあるので複合的に支援できるところ
- ・包括支援センターに相談する。ご家族に説明し申請の支援を依頼する。まず本人への理解をしてもらうよう面談を重ねる。
- ・包括の紹介で弁護士さんに入ってもらい、生前に財産管理・遺言がスムーズにできたケースがあった。 ・家族に後見制度の利用手続きを取って頂く。

問10 成年後見人に期待することは何ですか。

- ・場合によっては①～⑦項目全部期待しています。 ・ご本人は多くの問題を抱えているが互いに信頼できる関係性を持てること
- ・見通しを提案する。そのことに対して一緒に考えてもらえるなど情報を共有できる。 ・成年後見人自身が排除や差別をしないこと
- ・親族が疎遠な状況のときに身元引受人を探してもらう。生活費、サービス費などお金を使う際の今後の生活も考慮したうえでの妥当性の判断。

問13 丹波市権利擁護支援センター(仮称)に期待する役割は何ですか。(3つまで)

- ・福祉や介護に理解の深い方が後見人であると、心強いです。 ・①⑤⑦は今までの高齢者あんしんセンターでの機能がなくなると考えての選択です。
- ・ケアマネが代わりにすることは難しく家族の理解を得ることも難しい。⑤に期待する。
- ・常時、相談に乗ってもらえる。費用を心配せず相談ができる。早く対応してもらえる。
- ・支援者のバックアップ機能(SVや多職種連携のためのプラットフォーム)と親なきあとに不安を抱える人への相談窓口。